

今後の課題（中間報告書より）

◆ハード面・設備のバリアフリーの推進

障害の有無に関わらず誰もが利用しやすい施設、道路、交通機関など、事業者とも協力しながら更なるバリアフリー化を進めていくことが課題です。また、バリアフリーに関する情報をわかりやすく発信していくことも必要です。

◆ソフト面・心のバリアフリーの推進

ハード面の整備には規模や費用面により一定の限界もある一方で、合理的配慮の浸透などにより社会的障壁を取り除き、障害者も利用しやすい店舗や施設を広げていくこともバリアフリーのまちづくりには重要です。誰もが安心して暮らしやすいまちづくりへの意識を市民全体に広げていくことが必要です。

主な取組

調布市バリアフリーマスタープラン及び基本構想の概要

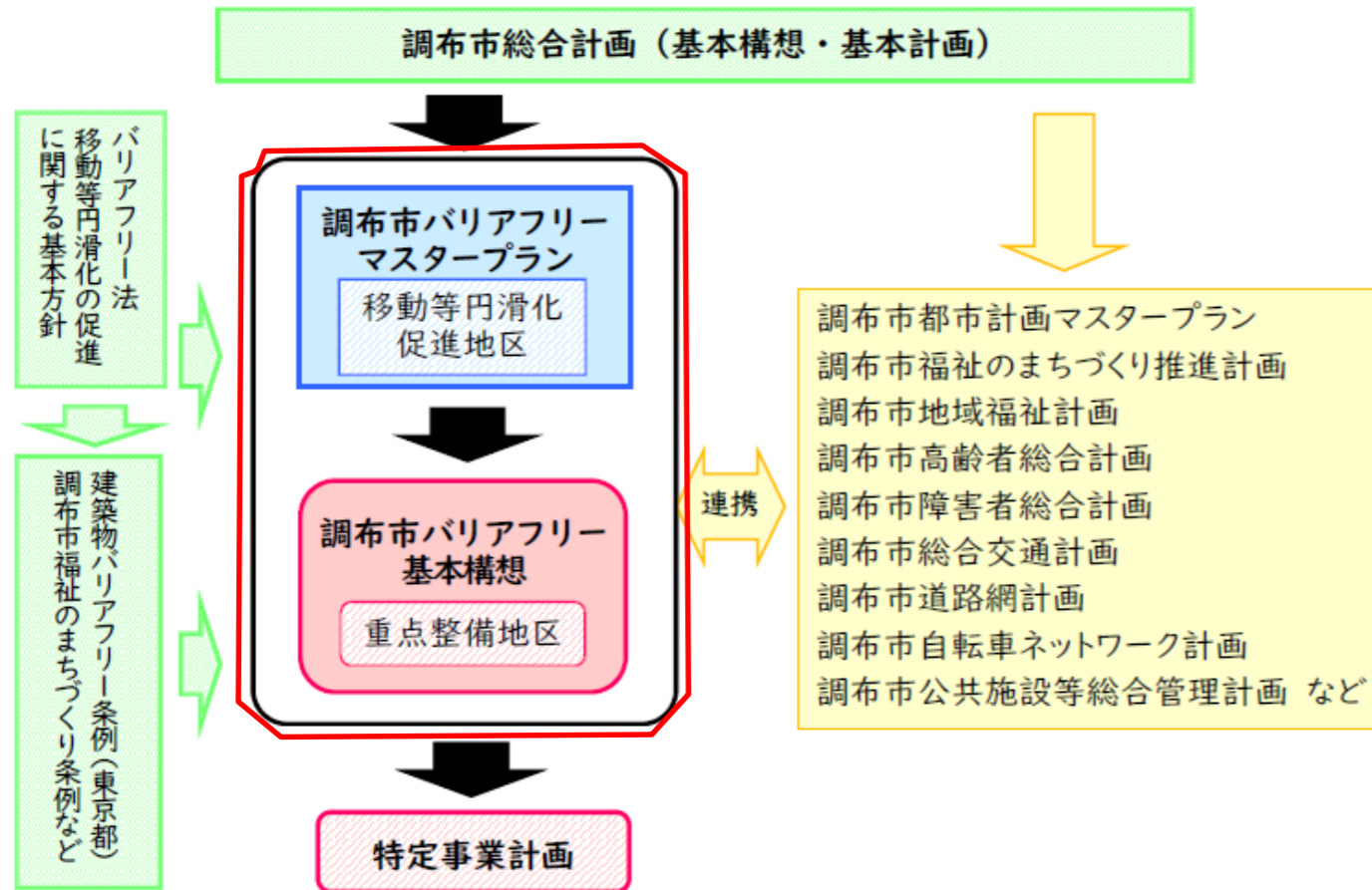
<基本理念>

みんなの“からだ”と“こころ”にやさしいまち 調布

市関連計画等との位置づけ

マスタープラン及び基本構想は、調布市の最上位計画である調布市総合計画とバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき定めます。

また、関連する条例及び調布市の関連計画と整合・連携を図りながら実現していきます。



調布市バリアフリー特定事業計画

調布市では、令和4年4月に「調布市バリアフリーマスタープラン」及び「調布市バリアフリー基本構想」を策定し、これに基づき、積極的にバリアフリーのまちづくりを推進し、市内における移動や施設利用の利便性、安全性の向上など誰もが利用しやすい生活環境の整備を推進していく。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、基本構想に特定事業を定めた場合、事業主体となる施設設置管理者等には、特定事業計画の作成と、これに基づく事業実施の義務が課せられる。

この度、各施設設置管理者等に基本構想に定めた特定事業等の詳細な内容について検討いただき、それを基に、調布市は「調布市バリアフリー特定事業計画」として令和5年3月に取りまとめた。

特定事業計画に基づいた事業の実施により、ハード・ソフトの両面でバリアフリー化を推進していき、計画満了期間(令和12年度)までに着手率・完了率100%の達成を目指す。

調布市バリアフリー特定事業計画に定める事項

- ①公共交通特定事業
 駅・バス停等の特定旅客施設又は鉄道やバスの車両においてバリアフリー化を実施する特定事業
 (例：車両のバリアフリー化の推進、ホームドア等の設置、ノンステップバスの導入等)
- ②道路特定事業
 特定道路においてバリアフリー化を実施する特定事業
 (例：視覚障害者誘導用ブロックの連続設置と適切な配置、歩道幅員の確保、歩道の横断勾配の改善等)
- ③交通安全特定事業
 信号機や道路標識などの交通安全施設においてバリアフリー化を実施する特定事業
 (例：生活関連経路における音響式信号機等の更なる導入、自転車利用者へのマナー啓発活動の実施等)
- ④建築物特定事業（準関連施設含む）
 公共施設や民間建築物においてバリアフリー化を実施する特定事業
 (例：手すりの設置、筆談具の設置及び案内掲示、車いすで利用しやすい空間の確保等)
- ⑤全市的に市で取り組む事業方針
 上記の特定事業のほかに市が主体となって全市的に取り組む特定事業
 (例：施設のバリアフリー対応状況を取りまとめたハンドブックの作成、自転車ネットワーク計画の作成等)